

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む。）を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

② 家庭的保育賃借料補助事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者が、自宅以外の賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

- ③ 家庭的保育者研修事業
都道府県、市町村

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ① 家庭的保育改修事業
 - 保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 - 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

- ② 家庭的保育賃借料補助事業
 - 家庭的保育者1人当たり月額 50千円

- ③ 家庭的保育者研修事業
 - 家庭的保育者1人当たり 133千円

(2) 補助率

- ① 家庭的保育改修事業
 - 国1/2、市町村1/2

- ② 家庭的保育賃借料補助事業
 - 国1/2、市町村1/2

- ③ 家庭的保育者研修事業
 - ア 市町村が実施主体となる場合
 - 国1/2、市町村1/2
 - イ 都道府県が実施主体となる場合
 - 国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

保育の質の向上のための研修事業等

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士資格を取得しながら保育士として保育所等で就労していないいわゆる潜在保育士に対する研修事業や潜在保育士の研修後等の再就職活動を支援するための保育士再就職支援コーディネーターの配置、また、質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

- (ア) 保育所（認可・認可外）に従事する保育士及び保育所等で就労していない既保育士資格取得者
- (イ) 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

イ 研修事業の事例

- (ア) 都道府県が実施する研修の事例
 - ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
 - ・ 指導者育成のための研修 等
- (イ) 市町村が行う研修の事例
 - ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修 等

ウ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を業務とする、保育士再就職支援コーディネーターを都道府県が各都道府県の社会福祉協議会等に配置するために必要な保育士再就職コーディネーター雇上費の補助を行う。

③ アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 保育の質の向上のための研修事業

都道府県、市町村

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

都道府県

③ アクションプログラム実践のための事業

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

① 保育の質の向上のための研修事業およびアクションプログラム実践のための事業

ア 都道府県が実施する場合

登録保育士1人当たり 6,250円

(平成20年4月1日現在の都道府県内の登録保育士数×6,250円)

イ 市町村が実施する場合

都道府県知事が必要と認めた額

- ② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業
保育士再就職支援コーディネーター雇上費等 1人につき年間400万円

(2) 補助率

- ① 都道府県が実施する場合
国1/2、都道府県1/2
- ② 市町村が実施する場合
国1/2、市町村1/2

4 対象経費

(1) 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のための研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

(2) 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育士再就職支援コーディネーターの賃金、需用費（消耗品費、会議費）、役務費（通信運搬費等）

(3) アクションプログラム実践のための事業

アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職員配置を行う費用を除く。）

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型認定こども園への移行を前提とした保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第1項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分が定員10人未満の場合は事業の対象外。） <厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

定員規模による定額

(2) 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （改築・増改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 平成22年度末までに幼保連携型の認定申請を行うこと。
ただし、平成22年度末までに幼保連携型認定こども園の認定申請を行わなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても補助対象とすること。

ただし、施設整備事業終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

④ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園になろうとする場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、今回の対象となり得るものであること。

⑥ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

（3）財産処分について

① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

認定こども園事業費

1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

(2) 対象児童

- ① 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。
- ② 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。(定員10人未満の場合は事業の対象外。)

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体(事業者)

- ① 保育所型認定こども園の場合
学校法人又は社会福祉法人
- ② 幼稚園型認定こども園の場合
社会福祉法人又は学校法人

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額(1人当たり月額)

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	10,000円	12,000円
3歳児	10,000円	15,000円
1・2歳児	—	39,000円
乳児	—	72,000円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市、中核市も市町村に含む。

4 対象経費

① 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

② 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、施設設備、職員配置、定員について、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準、各自治体において定める認定基準を満たしていること。
- (2) 本事業は平成22年度までの間に限り実施するものであること。
- (3) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 遊具等の設備整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の設備の整備

② デジタルテレビ等整備

施設におけるデジタルテレビ等の設備の整備

(2) 事業の実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 遊具等の設備整備

② デジタルテレビ等整備

ア デジタルテレビ

イ アンテナ工事

(2) 補助率

① 遊具等の整備

ア 幼稚園（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を構成するものに限る） 国1/2、事業者1/2

イ 上記以外の幼稚園 国1/3、事業者2/3

② デジタルテレビ等整備 国1/2、事業者1/2

4 対象経費

(1) 遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備に必要な費用

(2) デジタルテレビの整備等に係る費用

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 事業の目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業を実施し、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援を行う。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(2) 研修の対象者

幼稚園の園長、教諭等

(3) 事業の実施主体

都道府県、市町村

(4) 事業者

都道府県、市町村又は都道府県、市町村が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

教諭等 1 人当たり 6, 250 円

(2) 補助率

① 都道府県が実施する場合

国 1 / 2、都道府県又は都道府県が適当と認めた者 1 / 2

② 市町村が実施する場合

国 1 / 2、市町村又は市町村が適当と認めた者 1 / 2

4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

地 域 子 育 て 創 生 事 業

1 事業の目的

地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑤ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑥ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援

(2) 実施主体

都道府県 【(1)の⑥、⑦】

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。） 【(1)の①～⑤、⑧～⑩】

(3) 事業者

都道府県、市町村、都道府県又は市町村が適当と認めた者

3 補助基準額、補助率

(1) 補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定 額

4 その他

市町村が「安心こども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、2(1)②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

なお、市町村が「平成21年度子育て応援特別手当」を円滑に実施するために必要な経費について、上記の取組と一体的に処理する場合には、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

ただし、当該取組に関する経費については、「平成21年度安心こども基金管理運営要領」に基づき、各都道府県に設置された基金の額（地域子育て創生事業に係る分）の10%を上限とする。

5 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (4) 今までに一般財源化された事業
- (5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）

高等技能訓練促進費等事業

1 事業の目的

母子家庭の母が就職に有利でありに効果的な資格の取得を促進する観点から、従来から実施してきた高等技能訓練促進費等事業において高等技能訓練促進費の支給期間を拡大すること等により、養成機関修学中の生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(2) 事業内容

本事業は、「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇児発第0630009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添2「高等技能訓練促進費等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」（平成15年6月30日雇児福発第0630002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によること。

(3) 事業の実施期限

平成23年度末までに修学を開始した者に係る高等技能訓練促進費又は入学支援終了一時金の支給が終了する月の末日と平成27年3月31日のいずれか早い日

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

以下のアからイを控除した金額とする。

ア 以下の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成19年度以前に修業を開始した者

141,000円×支給延月数

（イ）平成20年度以後に修業を開始した者

以下のaからdにより算出された額の合計額

a 141,000円×実施要綱の7の(1)のアの(ア)に該当する者に係る支給延月数

b 70,500円×実施要綱の7の(1)のアの(イ)に該当する者に係る支給延月数

c 50,000円×実施要綱の7の(2)のアの(ア)に該当する者に係る支給延件数

d 25,000円×実施要綱の7の(2)のアの(イ)に該当する者に係る支給延件数

イ 「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」（平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号厚生労働事務次官通知）により母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金を交付するに当たって、その交付額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち高等技能訓練促進費等事業に係る額に相当する金額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数切り捨てる。）

(2) 補助率

国 3 / 4 (都道府県、市及び福祉事務所設置町村 1 / 4)

4 対象経費

高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の給付に必要な負担金、補助及び交付金、
扶助費

職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業

1 目的

母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施することにより、職業訓練を受けやすい環境の整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）が職業訓練を受ける間、当該ひとり親世帯の児童を預かる託児サービスを、母子家庭等就業・自立支援センター（平成20年7月22日雇児発第0722003号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の2の（1）の事業を行うセンター等において実施する。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 事業者

母子家庭等就業・自立支援センターその他実施主体が適当と認めたる者

(4) 事業の実施方法

ア 託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、常時2名を下回ってはならないこと。

イ 託児サービスに従事する者の少なくとも1人は保育士の資格を有する者とする事と。

ウ 託児サービスを提供する場所は、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースの他、実施主体が適切と認めた場所とすること。

エ 託児を行う部屋の面積は、児童1人当たり1.65㎡以上であること。

オ 託児を行う部屋の他便所があることとし、必要に応じて調理を行う設備があること。

カ 託児の実施に当たっては、児童の健康管理（アレルギー疾患含む。）や食品の衛生管理、託児中の安全確認等に十分配慮すること。

キ 託児の実施時期については、ハローワーク等からの情報収集を行い、ひとり親の職業訓練への参加が多数見込まれる時期となるよう配慮すること。

(5) 費用

実施主体は、おやつ代等について実費相当額を利用者から徴収することができるものとする事と。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

託児活動費	月額	862千円
事務費	年額	1,574千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

託児サービスを実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費